

第4章 災害応急対策計画

地震、津波災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれのある場合において、被害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達

担当：防災部

第4章
第1節

防災活動に万全を期するため、津波警報等・地震情報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 町は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、津波警報等・地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 情報の種類と発表基準

(1) 津波警報等の発表

気象庁本庁等が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、当町の津波予報区は、陸奥湾である。

ア. 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)

イ 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

各予報区に該当する本県の市町村

青森県太平洋沿岸…大間崎北端以東の太平洋沿岸

大間町、風間浦村、むつ市、東通村、六ヶ所村、三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町

陸奥湾……………陸奥湾沿岸

むつ市、横浜町、野辺地町、平内町、青森市、蓬田村、外ヶ浜町

青森県日本海沿岸…大間崎北端以西の日本海沿岸

大間町、佐井村、今別町、外ヶ浜町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町

(2) 地震・津波に関する情報の発表

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

ア. 情報の種類

地 震 情 報	<p>(ア) 震度速報 震度 3 以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表</p> <p>(イ) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表</p> <p>(ウ) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度 3 以上の地域名などを発表</p> <p>(エ) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度 1 以上の地点名などを発表</p> <p>(オ) その他の情報 地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数などを発表</p>
津 波 情 報	<p>(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さ</p> <p>(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波予報区（青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点（深浦・むつ市関根浜・八戸・竜飛・むつ市大湊・青森・むつ小川原港）ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻</p> <p>(ウ) 津波観測に関する情報 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表 (深浦・むつ市関根浜・八戸港・竜飛・青森・むつ小川原港) ※最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表</p> <p>(エ) 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (青森八戸沖・青森深浦沖) ※最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表</p> <p>(オ) 津波に関するその他の情報 津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。</p>

イ. 情報の発表基準

気象庁本庁等及び青森地方気象台は次の場合に発表する。

- (ア) 津波警報等が発表されたとき
- (イ) 県内で震度 1 以上を観測したとき

3 津波警報等及び地震情報等の伝達

(1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法

ア. 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

イ. 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ. 津波警報等・地震情報等を受領した防災安全課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
防災安全課長	庁内各課	庁内 (内線電話)	庁内 放送 (使送)	関係課長へ電話（宿日直員が受領した場合は、宿日直員が関係課長へ電話）	津波注意報・警報 (地震情報等)
	消防署 (消防団長等)	64-3126	電話	電話	〃
	教育委員会	庁内 (内線電話)	庁内 放送 (使送)	関係課長へ電話（宿日直員が受領した場合は、宿日直員が関係課長へ電話）	〃
農林水産課長	漁業協同組合 川漁業協同組合 農業協同組合	64-2264 64-9363 64-3164	電話	受領責任者へ電話	津波注意報・警報 (地震情報等)
建設環境課長	土木関係機関		電話	受領責任者へ電話	津波注意報・警報 (地震情報等)

オ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

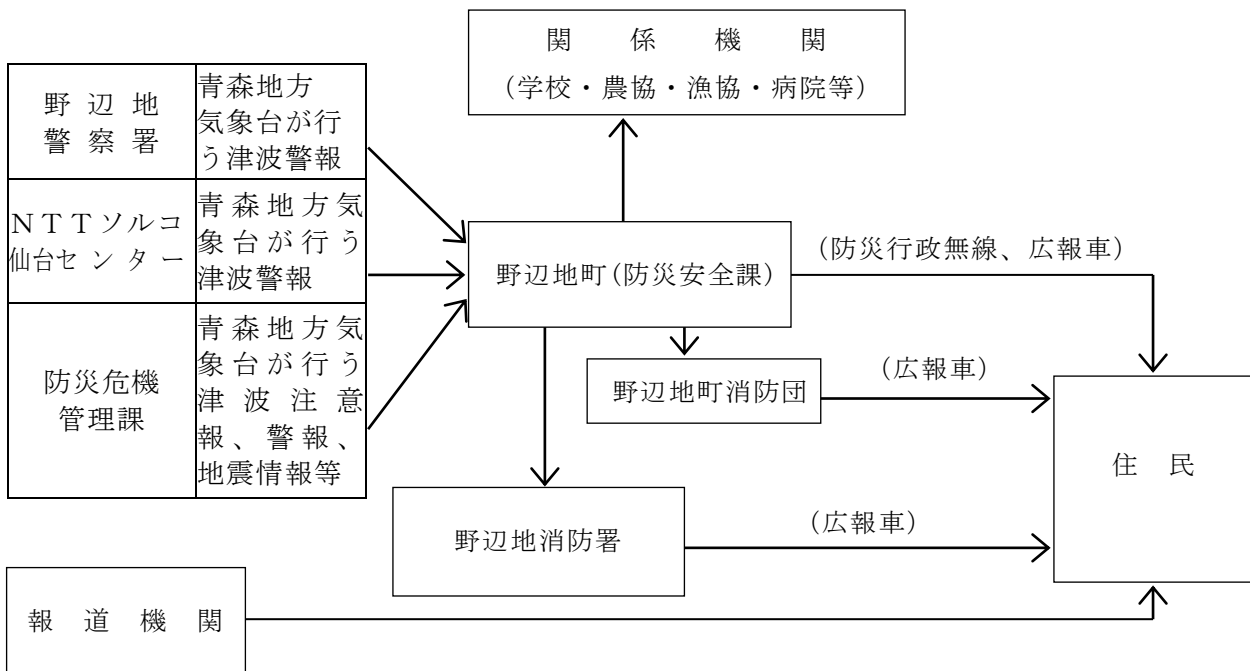
通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
防災安全課長	野辺地町全住民	防災行政無線（J-ALERT、L-ALERT等を含む）、 広報車、緊急速報メール	大津波警報 津波警報 津波注意報

(2) 震度4程度以上の地震を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う。

- ア. 青森地方気象台から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。
- イ. 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。
- ウ. 町長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
- エ. 引き波等異常な気象を知ったときは、県、野辺地警察署及び関係機関に通報するとともに、上記ア～ウに準じた措置を行う。

(3) 津波警報等・地震情報等の伝達系統

津波警報等・地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(4) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークシステムにより震度3以上を感知した場合は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は宿日直職員（代行員）等が上記(1)に準じて伝達する。

(5) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、頻発地震や数日間にわたり頻繁に感じるような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海水の動揺などの水象に関する事項をいう。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ. 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

ウ. 町長の通報

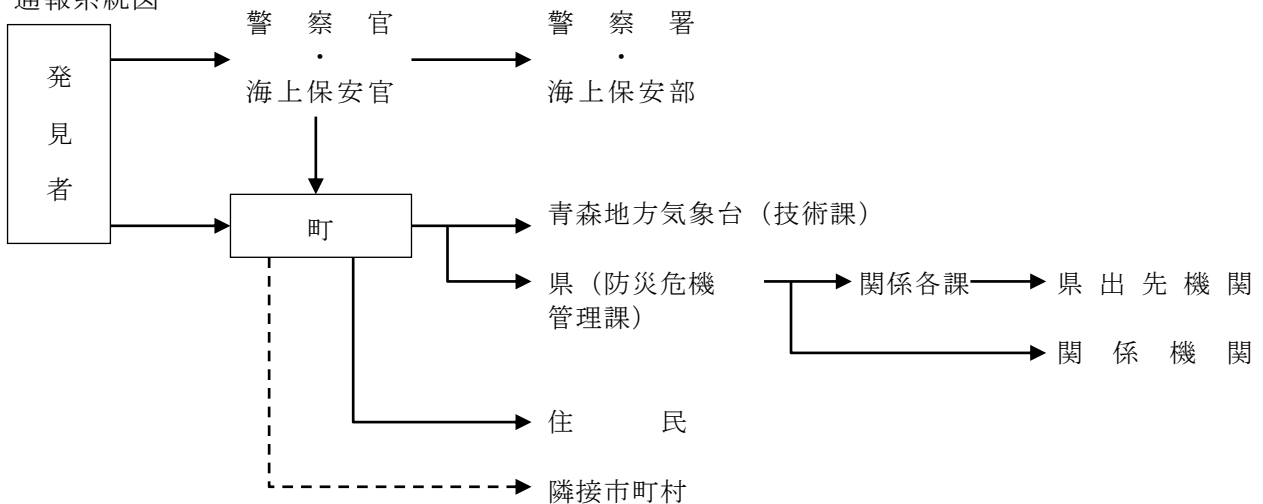
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台（技術課）

(イ) 県（防災危機管理課）

通報系統図



(6) 防災関係機関連絡先

機 関 名	電 話	連 絡 責 任 者
野辺地町	6 4 - 2 1 1 1	防災安全課長
野辺地消防署	6 4 - 3 1 2 6	消防署長
野辺地警察署	6 4 - 2 1 2 1	警備課長
北部上北広域事務組合消防本部	6 4 - 0 6 5 0	警防課長

4 緊急地震速報

(1) 気象庁本庁は、地震等により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第6節 津波災害応急対策

担当：防災部・消防部

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期するものとする。

1 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 応急活動態勢

組織については、第2章第2節「町災害対策本部」及び第3節「動員計画」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

(1) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

ア. 震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 防災安全課員・野辺地消防署職員は、青森地方気象台からなんらかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は、放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、野辺地警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階



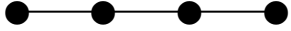

ア. 防災安全課員・野辺地消防署職員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ. 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

3 津波警報等・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類、発表基準及び伝達方法等は第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、町における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報		<u>10 秒</u> 2 秒 <u>10 秒</u>	緊急速報メール、広報車、防災行政無線（同報無線）等
津波警報		<u>5 秒</u> 6 秒 <u>5 秒</u>	〃
大津波警報		<u>3 秒</u> 2 秒 <u>3 秒</u>	〃
津波注意報 〔津波注意報解除 津波警報解除〕		<u>10 秒</u> 3 秒 <u>1 分</u>	〃

4 避難

(1) 沿岸住民に対する避難の勧告、指示については、第4章第5節「避難」に定めるところによるが、特に次のような措置を講じ、住民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア. 避難の勧告

津波の来襲に時間的余裕がある場合に勧告し、要配慮者を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件（自動車等）を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。

イ. 避難の指示

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全住民を避難させる。

ウ. 避難の勧告、指示の伝達

避難勧告、指示を発したときは、緊急速報メール・広報車・防災行政無線（同報無線）・サイレン等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

津波による避難の勧告、指示は次による。

サイレン信号			警鐘信号
約1分	約5秒	約1分	乱 打
	休止		

エ. 避難場所

避難場所については、次のとおりとする。

避難場所	対象区域	対象人員	最 長 所要時間	避難誘導責任者
野 辺 地 中 学 校	浜町、 八幡町、新道	230	30分	消防団長
若 葉 小 学 校	金沢町	20	30分	消防団長
木明地区農作業 管理 供用 施設	木明	10	30分	消防団長
有戸地区学習等 供用 センター	有戸	10	30分	消防団長
馬 門 小 学 校	馬門	150	30分	消防団長

(2) 在港船舶等の避難

第4章第5節「避難」に定めるところによる。